

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほのぼの苑役員および評議員の報酬に関する事項を定める。

(理事会及び評議員会出席報酬)

第2条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

(業務等報酬)

第3条 役員及び評議員が前項に定める会議出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

(支給)

第4条 役員等報酬は、所得税を源泉徴収して口座振込により支払う。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(出張旅費)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人ほのぼの苑旅費規程を適用する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

名称	報酬
理事会出席報酬	5,400円
評議員会出席報酬	5,400円

別表2

名称	業務内容	報酬
理事業務報酬	入札立会い等	5,400円
監事業務報酬	入札立会い等	5,400円
監事監査指導報酬	監査、行政検査立会い等	10,800円